

第6 解除料

(解除料は、この約款に定めるところにかかわらず、法人との契約において別に定める提供条件又は特約で提供しているものを除き、令和4年1月31日をもって廃止しました。)

1 適用

解除料の適用については、第26条の3(その他の提供条件)、第26条の5(その他の提供条件)、第26条の11(その他の提供条件)及び第53条(解除料の支払い義務)に規定するところによります。また、解除料の適用除外等その他の提供条件については当社が別に定めるところによります。

2 料金額

当社が別に定めるところによります。